

令和3年度 産地農業活性化支援事業補助金

評価表 NO.

39

所管部課名	農林水産部 畜産課	担当者	高原 幸浩					
事業費名称	畜産後継者支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、産地農業活性化支援事業補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和3年度 予算額	3,595 千円	国県支出金 千円	一般財源 3,595 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	申請者数（人/年）		3		令和8年度			
成果指標②	畜産物生産額		125億円		令和8年度			
補助対象者	56歳以上の認定農業者、3戸以上の生産者団体、農業協同組合							
補助対象経費	農業用施設（畜舎、堆肥舎等）、農業用機械等に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	56歳以上の認定農業者等が実施する施設整備等に要する経費の一部を助成し、経営の規模拡大及び所得の安定に資する。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は 補助率	事業費の1/3以内、又はメニューで示された上限額のいずれか。 1経営体の補助上限350万円以内							
上記項目の 積算方法								
補助を受ける 事業の決算状況 等の 特記すべき事項等	項目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	12,887,864	69.1%	3,119,000	69.2%	9,134,847	76.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	12,887,864	69.1%	3,119,000	69.2%	9,134,847	76.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	5,767,000	30.9%	1,391,000	30.8%	2,888,000	24.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	支出	計	18,654,864	100.0%	4,510,000	100.0%	12,022,847	100.0%
		事業費	18,654,864	100.0%	4,510,000	100.0%	12,022,847	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	18,654,864	100.0%	4,510,000	100.0%	12,022,847	100.0%
		支出計/前年度支出計			24.2%		266.6%	
	自己資金/前年度自己資金			24.2%		292.9%		
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数		5		1		3		
成果指標の推移①		5		1		3		
成果指標の推移②		121億円		119億円		121億円		
特記すべき事項等	【前回評価】	平成30年度「見直しの上で継続：他の補助金と統合」						
	【前回評価への回答】	事業対象者を産地農業後継者支援事業と区分しているため、事業の統合は難しいと思わ						
	【事業のPR方法】	各種総会・研修会時、通知文による周知						
	【費用対効果】	経営の規模拡大に努め、所得向上を図る上で、効果有り判断する。						
【補助事業以外の事業】								
【その他】	特になし							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	畜産農家の中でも特に経営に優れ、市の求める年間所得350万円以上、労働時間2000時間以内を志す農家（農業組織等）であり、本市の畜産振興に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	補助対象者は、地域農業・畜産のリーダー的存在だけでなく、地域を支える担い手でもある。施設整備や機械導入など多額の資金を要するため、畜産農家の経営基盤の安定を図る上で、当面支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	施設整備や機械導入等を希望する農家は多く、生産性の向上や労力の低減、規模拡大につながっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助金等交付要領で定めた補助対象者である。5年後目標に向けた経営改善計画書に基づき、補助対象者自ら実行することが望ましい。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	国県等補助事業に該当しない事業の補完要素もあり、過去の事業等の取組状況も考慮しながら、現に農家が必要としているもののみを事業対象とし、審査会で協議している。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	産地農業活性化支援事業補助金交付要領及び薩摩川内市農林業補助金交付規則に順ずる。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☒ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 本市の主幹作物の畜産を今後も継続的に発展させていくため、経営感覚に優れた農家育成のため継続的に支援する必要がある。 また、農家の高齢化等で農家戸数が減少する中で、担い手不足は切迫な課題であり、優秀な担い手の育成・確保は農業のみならず、地域社会の課題でもある。 当該事業の活用により、生産性の向上、規模拡大、農家所得の向上に努めたい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 申請者の経営状況を踏まえ、過剰投資とならないためにも、申請前に関係者による審査を実施している。 今後も同様の手続きを実施する予定である。		≪まとめ≫

産地農業活性化支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる産地農業活性化支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の要件)

第2条 補助金は、次の各号に定める要件を満たす者であつて、市税等の滞納がない者に対して交付する。

- (1) 本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力するものであること。
- (2) 第5条第1項の規定による市長の承認を受けた事業実施計画書に基づき、補助事業等を実施しようとする者であること。
- (3) 産地農業後継者支援事業補助金交付要領第2条第3号に該当しない認定農業者（集落営農団体を除く）、認定新規就農者、薩摩川内市認定新規就農者、集落営農団体を除く3個以上の農業者で構成される団体若しくは北さつま農業協同組合であること。
- (4) 前回の補助金の交付を受けた年度から3箇年度以上経過した者であること。ただし、前回の補助金の交付を受けた経費が第4条第1号又は第4号又は第5号に該当する場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の1を乗じて得た額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる施設等の導入及び工事に要する経費について交付する。

- (1) 種苗
- (2) 農業用施設（中古施設を含む）
- (3) 農業用機械（中古機械を含む）
- (4) 小規模土地基盤整備（用排水施設、客土、暗渠排水、天地返し）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(実施計画書の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る規則第5条の交付の申請に先立ち、あらかじめ市長が指定する日までに、事業実施計画書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の事業実施計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
 - (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- (交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する前までとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要とみとめる書類
- (交付の基準)

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該申請者が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等に係る完成写真
- (2) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書

(効果の測定)

第9条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 補助事業者等の経営状況(農業所得)
- (2) 補助事業者等の数

(所得証明書)

第10条 補助事業者等は、当該補助事業等の効果を測定するため、事業実施の2年後及び3年後の6月末までに所得金額を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。